

基本的な論点「(4) 議会の組織・権限・審議」に関する 他都市の特徴ある取り組みについて

(平成24年10月末時点)

1 調査都市

① 22道府県議会 (基本条例施行順)

三重県、福島県、神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、宮城県、北海道、
長野県、高知県、石川県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、
兵庫県、長崎県、群馬県、沖縄県、宮崎県、鳥取県

② 7政令市議会 (基本条例施行順)

川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市、神戸市

2 調査項目

- ① 会派
- ② 政策提言・立案機能
- ③ 常任・特別委員会の整理統合・見直し・委員任期
- ④ 協議・調整の場
- ⑤ 議員連盟
- ⑥ 議会の権限 (権限強化に向けた取り組み、議員提案のルール)
- ⑦ 本会議審議の活性化
- ⑧ 定例会の回数、会期
- ⑨ 請願・陳情審査
- ⑩ 予算議案の審査
- ⑪ 議会のIT化

基本的な論点「(4)議会の組織・権限・審議」に関する他都市における特徴ある取り組み

※基本的な論点に基づき、各会派から提出された検討項目を整理した。その実施の有無を含め協議する。

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(4) 議会の組織・権限・審議	①組織	a.会派	民主	交渉会派の定義見直し	【交渉会派の定義（人数要件）】 ・6人以上（長野県、兵庫県） ・5人以上（三重県、福島県、大阪府、広島県、愛媛県、長崎県、さいたま市、名古屋市、北九州市、神戸市） ・4人以上（神奈川県、北海道、京都府、新潟市） ・3人以上（大分県、鹿児島県、奈良県、群馬県、川崎市） ・2人以上（高知県） ・人数要件なし（宮城県、石川県、沖縄県） ・議員定数の1/10以上（鳥取県） ※人数要件以外には、各都市とも概ね会派代表者会議への出席、議会運営委員会委員の割り当てがある。	5人以上の所属議員を有する会派をいい（市会運営委員会申し合わせ・確認事項）、団長会議への出席、市会運営委員の割り当てがある。	交渉会派の定義やあり方について協議
				会派拘束（党議拘束）を原則廃止	【会派についての定義を規定（7都市）】 （福島県、岩手県、鹿児島県、奈良県、兵庫県、新潟市、神戸市） ※各都市とも「主義、理念、政策を共有する議員により結成、構成」などの趣旨を規定		
			公明	会派のあり方と活動（会派性の担保と役割・権限）	【議会基本条例で会派の役割等を規定（21都市）】 ・政策立案、提言、課題等や議会運営のために会派内及び会派間で討議・調整を行い合意形成に努める。 （三重県、福島県、岩手県、大分県、宮城県、高知県、鹿児島県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、兵庫県、群馬県、川崎市、新潟市、北九州市、神戸市） ・住民意思の把握や課題・政策に関する情報収集、調査研究に努める。 （福島県、大分県、宮城県、兵庫県、群馬県、名古屋市） ・研修等に努め議会活動に必要な見識、政策能力を高める。 （福島県、大分県、京都府、兵庫県） ・議会活動の一翼を担い議員活動を支援し会派の会議を主催するほか、調査研究、政策立案、予算要望、広報活動等の実施主体となることができる。 （神奈川県、北海道、石川県、鹿児島県） ・会派間の調整に当たっては少数意見について配慮する。 （群馬県）		
			民主	政策提言・立案を充実させるためのサポート体制の必要性	【議会・議員】 ・研修会の実施（15都市） （三重県、福島県、岩手県、大阪府、大分県、長野県（※）、石川県、奈良県、兵庫県、長崎県、鳥取県、川崎市、新潟市（※）、北九州市、神戸市） ※長野県及び新潟市は議員による経費負担 ・検討会等の設置（6都市） 議員提出条例に係る検証検討会など（三重県）、新政策構築協議会（大分県）、政策調査会（石川県）、政策立案推進検討委員会及び条例案作成委員会（鹿児島県）、政策調整会議（京都府）、政策調整会議（鳥取県） ・調査機関の設置（専門的知見制度の活用） 地方自治法第100条の2に基づく設置はなし （三重県が議会基本条例に基づき財政問題調査会及び議員報酬等に関する在り方調査会を設置していた） ・附属機関の設置 議会改革諮問会議（三重県）	【議会・議員】 委員会活動における参考人招致（テーマにより所属委員以外にも広く呼びかけ）や議員連盟などの議員活動や会派活動において外部有識者の知見を活用 【議会局体制等】 ・局長、副局长 ・総務課（16名体制） 課長2、係長4、庶務担当5、広報・報道担当2、運転手3 ・議事課（16名体制） 課長2、係長3、議事担当3、委員会担当8 ・政策調査課（17名体制＝平成22年度以降） 部長1、課長2、係長5、政策調査担当7、法制等担当2 ・議会局総数＝51名体制（嘱託員除く）	
	b.補助体制	当局	政策調査・立案機能の強化	【議会局体制等】 ・体制（政策調査・法制部門）の充実（平成20年度以降：8都市） （神奈川県、鹿児島県、京都府、長崎県、群馬県、鳥取県、さいたま市、北九州市） ・自主調査に基づく刊行物発行（5都市） （三重県、神奈川県、岩手県、北海道、兵庫県） ・担当職員の知識・技術向上の取り組み ・衆議院法制局に2年間派遣（三重県） ・衆議院事務局との人事交流（北海道） ・議会図書室 ・司書2名配置によるレファレンスサービス（三重県） ・その他の取り組み ・部局担当制を導入（長野県） ・会派別の政務調査員（係長級）を配置（兵庫県）	《政策調査サポート体制》 委員会担当、会派担当、法制等担当を配置 ・自主調査に基づく刊行物を発行 （市会ジャーナル、法制レポート、判例情報） ・市会図書室の運営 ・市会情報システムの運営 ・「法務分野人材育成計画」（総務局H24.2）に基づき法務分野の人材を全庁的に育成。また、「政策調査課職員育成ビジョン」（議会局H23.9）に基づき、課内において人材を育成		

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(4) 議会の組織・権限・審議	①組織	c.委員会構成	民主	特別委員会の位置付け	<p>【特別委員会の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置なし（5都市） （大阪府、長野県、兵庫県、川崎市、北九州市） ・必要に応じ、常任委員会所管事項との関係を整理・調整し、案件・調査期間・委員構成を決定し設置（7都市） （三重県「スポーツ振興対策調査」「議員提出議案条例検証」、福島県「子育て・健康・医療対策」「産業振興・雇用・県土再生対策」、宮城県「大震災復旧・復興対策調査」、高知県「南海地震対策再検討」、鹿児島県「原子力安全対策」、沖縄県「米軍基地関係」「公共交通ネットワーク」、神戸市「外郭団体」「大都市行財政制度」） ・議員任期中（常設）設置（15都市） （神奈川県、岩手県、大分県、北海道、石川県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、長崎県、群馬県、鳥取県、さいたま市、名古屋市、新潟市） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で8常任委員会及び7特別委員会を設置している。 ・各常任委員会の委員定数は11人及び10人 ・各特別委員会の付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行い、結論が得られた時に報告書を提出する運営方法としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の特別委員会のあり方について協議 ・現行の8常任委員会の構成や委員定数について検証し、より活発な委員会運営に向け協議
			ヨコ会	常任委員会、特別委員会の委員会数の見直し（整理・統合）	<p>【常任委員会設置数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4委員会（高知県、沖縄県、鳥取県、新潟市） ・5委員会（岩手県、石川県、鹿児島県、奈良県、長崎県、群馬県、川崎市） ・6委員会（三重県、福島県、大分県、宮城県、長野県、京都府、広島県、愛媛県、さいたま市、名古屋市、北九州市、神戸市） ・7委員会（兵庫県） ・8委員会（神奈川県、大阪府） ・9委員会（北海道） <p>※常任委員会設置数には予算決算委員会（三重県、長崎県）、予算委員会（石川県、さいたま市）を含み、他常任委員会との複数所属としている。</p> <p>【各常任委員会定数（各都市の平均）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数が10人まで（13都市） ・定数が11人以上（14都市） <p>【特別委員会設置数（予・決算特別委員会を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし（大阪府、長野県、兵庫県、川崎市、北九州市） ・1委員会（宮城県、高知県、鹿児島県） ・2委員会（三重県、福島県、沖縄県、神戸市） ・3委員会（石川県） ・4委員会（大分県、愛媛県、群馬県、鳥取県） ・5委員会（神奈川県、岩手県、奈良県、京都府、長崎県、新潟市） ・6委員会（北海道、広島県、さいたま市、名古屋市） <p>【原則として全議員が特別委員会に所属（15都市）】 （※神奈川県、岩手県、大分県、※北海道、石川県、奈良県、京都府、広島県、愛媛県、長崎県、群馬県、鳥取県、さいたま市、名古屋市、新潟市） ※神奈川県は決算特別委員会を含めて全議員が所属、北海道は一部（104名中8名）の議員が所属していない。</p>		
		d.委員任期	みんな	議会自身について（活発な議論を実現するために）	<p>【委員の任期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員任期中（愛媛県、沖縄県） ・2年（福島県、岩手県、北海道、鳥取県、北九州市） ・1年（上記以外の20都市） 	1年（委員会条例第3条）	複数年にわたる懸案事項や重要案件など委員会審査と現行の委員任期のあり方について協議

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(4) 議会の組織・権限・審議	① 組織	e.協議又は調整を行う場	みんな	議会自身について（活発な議論を実現するために）	<p>【議員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議における議員間討議 委員長口頭報告に対する質疑（(3)「議会と執行機関の関係」①本会議の形式で報告済）や議員提出議案に対する質疑を実施 <p>【委員間討議の場を設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 質疑終了後に実施（三重県、宮城県） 所管事務調査で実施（北九州市） 特別委員会で実施（奈良県） 委員間討議を実質的に実施（質疑時に必要に応じ適宜実施）（神奈川県、岩手県、大分県、長野県、京都府、愛媛県、兵庫県、鳥取県、川崎市、名古屋市） <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場の設置数の状況】</p> <p>4都市（さいたま市、名古屋市、北九州市、神戸市）を除く23都市でそれぞれ1～13の会議等を設置</p>	<p>【議員・委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会議においては、議員提出議案に対する質疑や討論が行われている。 常任委員会では、質疑時に必要に応じ適宜実施しており、特別委員会では、テーマに沿って討議を実施している。 <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>地方自治法の規定に基づき会議規則等に規定した協議・調整の場は設置していない。</p>	<p>【議員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間討議を確保する運営とすることについて協議 <p>【委員間討議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会審査のあり方について協議 質疑終了後に委員間討議の場を設ける運営について協議 <p>【地方自治法第100条第12項に基づく協議又は調整の場】</p> <p>議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため、議員・委員間協議や調整の場を設置することについて協議</p>
		f.議員連盟			<p>【設立の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員連盟が設立されている（24都市） ※うち4都市は議会事務局が庶務を担当していない 連盟の設立を把握していない（3都市） 	議員連盟が設立され、議会局が庶務を担当している。	議会・議員活動における議員連盟のあり方について協議
		g.調査機関			b. 補助体制に掲載	設置した事例なし	b. 補助体制に掲載
② 権限	a.議会の権限	公明	議会の監査権限の強化	<p>【議会の権限強化に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第96条第2項に基づき議決事件を定める条例の制定（13都市） 行政の基本計画について議決すべきことを定める条例等 三重県（ほか11条例）、福島県、神奈川県、岩手県、大分県、京都府（ほか1条例）、兵庫県、群馬県、川崎市（ほか2条例）、さいたま市、名古屋市（ほか1条例）、新潟市（ほか2条例）、北九州市 <p>・その他の取り組み（8都市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会改革検討協議会で協議中、及び、会期を拡大し権限強化を図っている（大阪府） 試行的に当初予算調製方針の説明、質疑の場を設定（宮城県） 議会改革推進会議、政策検討会議を設置し改革に取り組み中（奈良県） 基本計画議決条例の制定に向け取り組み中（広島県） 常任委員会の管内調査において県民との意見交換会を実施（兵庫県） 決算を9月中旬に審議し、その結果を翌年度予算編成に反映（群馬県） 議会基本条例に議員からの資料要求への対応義務を規定（鳥取県） 議会基本条例の規定に基づき議会審議活性化促進条例を制定し市長等に提供を求める資料の範囲等を規定（名古屋市） <p>・外郭団体への関わり（3都市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資法人への関わり方について基本的事項を定める条例を制定（三重県、京都府） 9月の閉会中委員会において理事長等を参考人として招致（兵庫県） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第96条第2項に規定による議決すべき事件に関する条例 (1) 地方公務員法第8条第5項の規定により人事院会の喚問する証人に費用弁償に関すること (2) 長期にわたる重要事業の計画決定に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第96条第2項に基づき議決事件の拡大について協議 委員会審査のあり方 ○常任事務調査の拡充（参考人招致など） ○決算審査と予算のあり方に関する審査方法 ○議員からの資料要求への当局の対応等について協議 	
			行政法人を含む外郭団体への審査		<p>現在、地方自治体においては議会と首長との二代表制となっているものの、予算編成権とその日常的な執行という首長の持つ権限は相対的に大きく、近年の地方分権の推進により、その比重は一層増加しています。二代表制の本旨からも、また最も住民生活に身近な自治体の主権在民を実現するためにも、両輪の一方である議会が、これまで以上の力を培い、首長権限との正当なバランスを保っていく事が重要であると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議会から監査委員2名を選出 法令に基づき本会議で監査報告されている。 決算審査に当たり決算審査意見書について代表監査委員に説明を求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算・決算特別委員会での審査における指定管理者、地方独立行政法人及び外郭団体の参考人招致に関して申し合わせ・確認をしている。 法定団体の経営状況説明書類の本会議配付にあわせ、法定団体に準ずる団体の経営状況説明書類を各所管の常任委員会で配付している。
		ネット・無所属クラブ					

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(4) 議会の組織・権限・審議	② 権限	b.議員提案の仕組み	公明	積極的な議員提案（政策提言）の仕組み	【議員提案の仕組み・ルール化】 ・委員会等が条例提出の検討を行う場合の流れや役割について申し合わせを定めている。(①意見聴取、現地調査等、②執行機関からの意見聴取、③条例案提出、④条例案説明、⑤委員会付託、⑥議会事務局の処理事項（諸調査、執行機関との連絡調整等）（三重県） ・毎年度、全議員へ政策提言・条例のアンケート調査を行い、その結果により全会派・無所属の議員で構成する政策立案検討委員会で協議し、政策提言を行うとともに、条例化が必要な場合は条例案作成委員会を設置し作成（鹿児島県） ・申し合わせ等により提出のルールを明確化している。（10都市）（神奈川県、岩手県、大阪府、大分県、北海道、高知県、奈良県、京都府、広島県、鳥取県） ・議会基本条例において、議会は「予算を伴う条例案を提案するときは必要に応じ市長と協議する」ことを規定（名古屋市）	・ 常任委員会において、所管事項に属する事務について委員会提案による議案を提出 ・ 特別委員会において、付議事件の調査・研究を行い、結果を議長あて報告 ※特別委員会においても委員会提案による議案提出は可能 ・ 「議員提出議案について」（市会運営委員会申し合わせ・確認事項） ・ 「会派（賛成者）による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」（団長会議決定） ・ 議員提出議案の提出について議会と当局で取り交わしたルールはない。	現行、団長会議で決定されている「会派（賛成者）による条例の制定・改廃の議案提出前の立案手続き」に加え、議員（委員会）提出条例に係る申し合わせを定め、現地調査や意見聴取（当局、参考人、公聴会等）などが行える旨や、運営委員会でその都度決定している議案の取り扱いを定めるとともに、議会局の処理すべき事項を明確にすることなどを協議
			当局	政策に係る議員提出議案を提出する際の当局とのルール設定			
		c.議決事件	みんな	議会と行政の関係について（二元代表制における役割を明確にするために）	a. 議会の権限に記載		
		a.審議のあり方（全般）	民主	本会議における審議の形骸化	大分類（3）「議会と執行機関の関係」で議案説明、委員長報告、反問権、質疑・質問の形式等について協議		
	b.会期	民主	会期の決定方法	各都市とも地方自治法第102条の規定に基づき定例会の本会議初日に決定	・ 定例会の本会議初日に会期を決定 ・ 会期日程については概ね2カ月前に運営委員会で決定し周知している。 ・ 運営委員会で決定した会議日程の常任・特別委員会枠内で、各委員会ごとに正副委員長、委員及び執行機関と調整し日程を確定	・ それぞれの会期日程の標準を定め、それに基づき運用するなど、会期の決定方法について協議 ・ 会期日程は最優先とすることを申し合わせるなど、会期中の日程調整について協議 ・ 地方自治法の一部改正（H24.9.5公布）に伴い条例で通年会期と定めることができることを踏まえ、定例会数及び会期日数のあり方について協議	
会期中の日程調整			・ 年間又は半年間の委員会開催日程を決定（三重県、神奈川県） ・ 全常任委員会を一斉に開催（北海道、長野県、石川県、鹿児島県、広島県、群馬県、鳥取県） ・ 委員会開催日程を表記した会議日程を決定（高知県） ・ 常任委員会日程を前後半に2分割し、同委員会の組み合わせにより開催（愛媛県） ・ 通年会期の定例月議会日程を決定する際に委員会日程を含め決定（長崎県） ・ 各定例会ごとに調整し決定（上記以外の15都市）				
公明		定例会の回数・会期	・ 年1回（長崎県）（※会期は5月～3月とし、定例月議会を6月に38日程度、8月に48日程度、11月に37日程度、2月に33日程度、年間会期日数：295日程度、定例月議会の年間日数：156日程度） ・ 年2回（三重県）（※第1回：2月中旬～6月下旬、第2回：9月中旬～12月中旬、年間会期日数：230日程度） ・ 年3回（神奈川県）（※第1回：2月中旬～40日程度、第2回：5月中旬～60日程度、第3回：9月中旬～100日程度、年間会期日数：200日程度） ・ 年3回（大阪府）（※第1回：2月に30日程度、第2回：5月に17日程度、第3回：9月に93日程度、年間会期日数：140日程度） ・ 年4回（上記以外の23都市）（※年間会期日数：69日～135日程度、平均年間会期日数：92日程度）	年4回で年間会期日数は147日程度（平成22年6月7日開催の運営委員会決定に基づき、会期枠内に特別委員会、予算研究会、決算特別委員会及び行政視察日程を組み入れることとし、平成23年第3回定例会から会期枠の拡大を図った） ・ 平成23年実績 1定 1月28日～3月18日 2定 5月17日～5月31日 3定 9月2日～10月28日 4定 11月29日～12月16日	（参考）改正地方自治法（抜粋） （通年の会期） 第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。（第2号～第5号省略） ⑥ 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。		
みんな	議会自身について（活発な議論を実現するために）						

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
④ 議会の組織・権限・審議	③ 審議	c. 請願・陳情審査	自民	本会議・委員会（請願、陳情審査） 等議会審議・活動	<p>【請願審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介議員からの意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ○委員会で聴取（宮城県、高知県、名古屋市、神戸市）※新潟市は審査日前の委員会で紹介議員の意見聴取について諮っているが、出席を求めることはない。 ○委員会開会前または休憩中に聴取（北海道） 採択した請願は、関係機関に送付し処理経過及び結果の提出を求め、次期定例会で議長から報告（福島県、長崎県、鳥取県） ・執行機関の所管事項に関する事項については、現況及び今後の対応を照会し、付託の際に請願文書表に添付（石川県、愛媛県） ・その他（名古屋市） <ul style="list-style-type: none"> ①請願の内容が審査の対象に適しないと認めるときは審査打切の取り扱いとし、採決に当たり理由を付している。※請願者から取り下げ願が提出された場合及び審査時において請願趣旨がすでに実現されている場合は審査に適しないとしている。 ②常任委員会での審査は閉会中に行い、議長が受理した報告書の概要を市会公報に記載し議員に報告する。報告の日から7日以内に議員3人以上から異議が出されないときは委員会の決定を確定するが、異議の申し出が合った場合は、次の会議で採否を決定する。※本会議及び委員会の開催前日に招集通知に代え、日程を記載した市会公報を議員にファックスするとともに市民情報センターに配付している。（神戸市） ・請願の審査結果は、紹介議員を通じて請願者に通知している。 <p>【審査結果通知に理由を付記している都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会で不採択理由を諮り決定した内容を付記（長野県） ・議会事務局が把握した内容で委員長の確認を得て不採択理由として付記（神戸市） <p>【その他の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全会一致、賛成多数、賛成少数の採決状況を付記（高知県） ・請願・陳情検討会で取り扱いを検討し、関係常任委員会に付託（鹿児島県） <p>【陳情の取り扱い状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会で審査（長野県、沖縄県、鳥取県、北九州市） ・郵送によるものを除き委員会で審査（新潟市） ・議長が請願と同様の扱いを必要と認めたものは委員会で審査（北海道） ・請願に適合する陳情は委員会で審査するが結果通知なし（兵庫県、名古屋市） ・県外、市外居住者からの請願以外は委員会で審査（神奈川県、鹿児島県、神戸市） ・当該行政機関の事務に関するものは委員会で審査（大阪府、川崎市） ・委員会で審査しないが一覧表若しくは文書表を本会議や委員会で配付（三重県、福島県、岩手県、高知県、石川県、奈良県、京都府、広島県、群馬県、さいたま市） ・委員会で審査しないで議長まで供覧（愛媛県） ・委員会で審査するが結果通知なし（長崎県） ・その他の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> 委員会に回付し執行機関の意見聴取や意見等を述べる」が結果は得ない（大分県） 委員会では質疑だけ行い結果は得ない（宮城県） <p>【自己請願の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「議員は請願・陳情の提出者とならない」ことを申し合わせている（川崎市） ・会議運営規程で「議員は自ら請願者とならない」ことを規定（さいたま市） ・上記以外の都市では、特段の規定等はないが議員が請願・陳情を提出した事例なし 	<p>【請願の審査及び審査結果通知】</p> <p>請願は、全て委員会付託している。請願者には、採択・不採択の結果を通知しているが、平成20年9月3日開催の運営委員会において、審議等の結果は、本会議傍聴、インターネット中継、モニター放映及び議事録から知ることができるため、請願者への通知文には理由を付記しないことを決定している。</p> <p>【陳情の審査方法及び審査結果通知】</p> <p>陳情は、委員会審査の効率化を図る観点から、平成10年4月より、横浜市会請願及び陳情取扱要綱の規定に基づき、地方自治法第99条に関するもの（意見書の提出）及びそれに類するもので必要と認めたもの（決議を求めるもの）について関係委員会に付託しその結果を通知している。それ以外のもの（行政要望等の陳情）については、運営委員会において、効率、効果的な委員会審査の観点から付託しないことを決定しており、執行機関に回答を求め、陳情提出者に通知している。</p> <p>【紹介議員】</p> <p>請願を審査する委員会の委員は、原則紹介議員にならないこととしている。（慣例）</p> <p>【請願紹介議員からの意見聴取】</p> <p>横浜市会請願及び陳情取扱要綱では、紹介議員は委員会の要求に応じて説明しなければならないと規定しているが事例はない。</p> <p>【自己請願】</p> <p>自己請願に関する申し合わせ等はない。</p>	<p>【請願・陳情審査及び審査結果通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政要望等の陳情については、運営委員会で付託しないとした決定を踏まえ、付託陳情と付託外陳情の取り扱いの差異について協議 ・運営委員会において理由を付記しないと決定した経過を踏まえ、結果通知に不採択理由を付記することについて協議 <p>【紹介議員・自己請願】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会での審議と議員の関わりについて協議 ・自己請願について協議
			民主	請願などの審議方法			
			公明	請願と請願署名議員の公正化（議員の自己請願の取り扱い）			
			共産	陳情も付託対象として、審査する。			
		ヨコ会	請願書及び陳情書のあり方と紹介議員の取り扱いについて				

基本的な論点		論点に対する 会派等提出の 検討項目 (抽象化)	会派等提出の検討項目		他都市における特徴ある取り組み	横浜市会の現状	課題等
大分類	中分類		提案 会派	検討内容			
(4) 議会の組織・権限・審議	③審議	d. 予算議案の審査方法	当局	予算議案に対する審査方法(予算研究会、予算代表、予算関連、局別審査、総合審査)の再検討・見直し	【予算議案の審査方法(※一般議案と区分し本会議で質疑を行っている都市が少ないため委員会審査状況を掲載)】 ・予算特別委員会等で審査(※分科会審査を含む) ○審査日程が10日未満(9都市) 大分県(8日)、宮城県(8日)、北海道(5日)、奈良県(8日)、広島県(6日)、長崎県(7日)、さいたま市(7日)、北九州市(会派勉強会3日、予特7日)、神戸市(8日) ○審査日程が10日以上(4都市) 三重県(10日程度)、岩手県(10日)、京都府(13日)、兵庫県(10日) ○総括質疑(総合審査)を実施している都市(12都市) (三重県、岩手県、宮城県、北海道、奈良県、京都府、広島県、兵庫県、長崎県、さいたま市、北九州市、神戸市) ・ 常任委員会で審査(8都市) 福島県(6日)、大阪府(8日)、長野県(6日)、愛媛県(4日)、群馬県(2日)、鳥取県(3日)、名古屋市(6日)、新潟市(8日) ・ 予算特別委員会等及び常任委員会で審査(6都市) 神奈川県(常任7日、予算委員会2日)、高知県(予算委員会2日、常任6日)、石川県(会期前予算委員会協議会1日、予算委員会3日、常任2日)、鹿児島県(予特2日、常任2日)、沖縄県(予特8日、常任3日)、川崎市(会期前常任1日、予算審査特別4日)	・予算研究会4日(各会派) ・本会議 予算代表質疑1日(交渉会派) 予算関連質疑1日(各会派) ・予算特別委員会(2委員会制) 局別審査10日 総合審査1日(連合審査) 常任委員会への審査委嘱4日(常任審査)	現行の審査方法について協議 ・本会議における予算代表質疑及び予算関連質疑の実施 ・予算特別委員会局別審査10日の実施 ・予算特別委員会総合審査の実施
		e. パソコン等の持込み	みんな	議会自身について(活発な議論を実現するために)	【パソコンの持込を可としている都市(7都市)】 ・議場、委員会室とも条件はなく、節度ある対応を前提とすることを申し合わせている(大阪府) メモ程度の使用に限り委員会室への持込は可(宮城県) ・議員の良識にゆだね委員会室への持込は可(高知県) ・委員長への申出、備品類は各自で準備、審議の妨げにならないことを条件に委員会室への持込は可(長崎県) ・委員会の承認により持込は可(沖縄県) ・メッセージ音はオフ、審査の支障とならないキー操作、資料の範囲で使用し外部と通信しないことで委員会室への持込は可(北九州市) ・メモの代わりとして使用する限り議場、委員会室への持込は可(神戸市)	・パソコンの持込は不可 ※平成20年9月3日開催の運営委員会において、パソコンの持ち込みについては、操作による他の委員への影響や利用する場合のルール確立やインフラ整備など課題の整理を進める必要があることを決定した。 ・携帯電話の持込は禁止 ※平成12年5月18日開催の運営委員会において、携帯電話の会議室への持ち込みを禁止する取り扱いとすることが口頭で申し合わされている。	・パソコン等の持ち込みについて協議 ・議場及び委員会室で議員がプロジェクター等を使用することについて協議
		f. 採決方法	当局	議案等の電子採決(押しボタン式投票)の導入	導入している都市なし	現行は、本会議・予決算特別委員会では起立採決または簡易採決、常任委員会・運営委員会は挙手採決または簡易採決を原則としている。	現行の採決方法について協議
		g. 委員外の発言	共産	委員会での審査を、行政への質問だけでなく、議員相互で意見交換を行えるようにする。	【委員外議員の出席及び発言】 各都市とも概ね会議規則及び委員会条例で議員傍聴や委員外議員の発言を規定 ※議運では委員外議員が出席し、発言する事例が多い。 ※神戸市では当該委員会に委員が所属していない会派からの申出に基づき発言を認めている。	・委員外(傍聴)議員は認めている。 ・委員外議員の発言は委員会の許可制としている。	・現行許可制としている委員外(傍聴)議員の発言について協議